

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例施行規則

平成21年11月17日
規則第87号

改正 平成22年3月2日規則第5号 平成28年3月29日第19号

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例施行規則をここに公布する。

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例施行規則

(事務の委任)

第1条 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例（平成21年神奈川県条例第58号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市の区域内における事務を除く。）は、保健福祉事務所に委任する。

- (1) 条例第14条第1項及び第3項の規定により、食品等の自主回収の報告を受理すること。
- (2) 条例第15条第1項の規定により、食品等輸入事務所等の届出を受理すること。
- (3) 条例第15条第2項の規定により、同条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項の変更又は食品等輸入事務所等の廃止の届出を受理すること。

一部改正〔平成22年規則5号〕

(食品等の自主回収の報告)

第2条 条例第14条第1項の規定による報告は、食品等自主回収着手報告書（第1号様式）により行わなければならない。

- 2 前項の食品等自主回収着手報告書には、回収の対象となる食品等の写真その他の当該食品等を特定するために必要な資料を添えなければならない。
- 3 条例第14条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 回収の対象となる食品等を出荷し、又は販売した年月日
 - (2) 回収の対象となる食品等の出荷先又は販売店の名称及び所在地
 - (3) 回収の対象となる食品等を出荷し、又は販売した数量
 - (4) 回収の対象となる食品等を製造し、輸入し、又は加工した事業所の名称及び所在地
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、回収の対象となる食品等を特定するために必要な事項
 - (6) 回収を終了する予定年月日

(7) 回収の対象となる食品等を摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響

(8) 回収の方法

(9) 回収についての問合せ先

4 条例第14条第2項第4号に規定する規則で定めるものは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定する賞味期限及び特定原材料とする。

第3条 条例第14条第3項の規定による報告は、食品等自主回収終了報告書（第2号様式）により行わなければならない。

2 条例第14条第3項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 回収した食品等の数量

(2) 回収した食品等の保管場所

(3) 再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置の内容

(4) 回収についての問合せ先

（食品等輸入事務所等の届出）

第4条 条例第15条第1項の規定による届出は、食品等輸入事務所等届出書（第3号様式）により行わなければならない。

2 条例第15条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、主要な輸入品目の製造国名（輸出国における製造又は加工の工程がない輸入品目の場合にあっては、生産国名）とする。

3 条例第15条第2項の規定による届出は、食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書（第4号様式）により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月2日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる、

第1号様式（第2条関係）（表）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

食品等自主回収着手報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿
（神奈川県 保健福祉事務局長）

住 所（法人にあつては、主たる事務所の）
氏 名（所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号（ ） —

次のとおり食品等の自主的な回収に着手したので、神奈川県食の安全・安心の確保推進
条例第14条第1項の規定により報告します。

回 収 の 対 象 と な る 食 品 等	名 称 及 び 商 品 名	
	出荷し、又は販売した年月日	
	出荷先又は販売店の名称及び所在地	
	出荷し、又は販売した数量	
	製造し、輸入し、又は加工した事業所の名称及び所在地	
	その他当該食品等を特定するために必要な事項	

(裏)

回収に着手した年月日	
回収を終了する予定年月日	
回収の理由	
摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響	
回収の方法	
回収についての問合せ先	
備考	

- 備考 1 書ききれない場合は、別紙により添付してください。
- 2 回収の対象となる食品等の写真その他の当該食品等を特定するために必要な資料を添付してください。
- 3 「出荷し、又は販売した数量」欄は、個数、重量等を記載してください。なお、複数のロットがある場合は、ロットごとの数量を記載してください。
- 4 「その他当該食品等を特定するために必要な事項」欄は、回収の対象となる食品等の形状、容量、消費期限、賞味期限、ロット番号、表示事項等を記載してください。
- 5 「回収の理由」欄は、食品衛生法又は食品表示法の規定に違反すると思料する事実について記載してください。
- 6 「回収についての問合せ先」欄は、消費者からの問合せ先について記載してください。

一部改正〔平成22年規則5号〕

第2号様式（第3条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

食品等自主回収終了報告書

年 月 日

神奈川県知事
（神奈川県 保健福祉事務所長） 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の
氏 名（所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号（ ） ー

年 月 日に神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第14条第1項の規定による報告をした次の食品等について、自主的な回収を終了したので、同条第3項の規定により報告します。

回収した食品等の名称及び商品名	
回収を終了した年月日	
回収した食品等の数量	
回収した食品等の保管場所	
回収した食品等の処分方法及び時期	
再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置の内容	
回収についての問合せ先	
備 考	

- 備考 1 書ききれない場合は、別紙により添付してください。
- 2 「回収した食品等の数量」欄は、個数、重量等を記載してください。なお、複数のロットがある場合は、ロットごとの数量を記載してください。
- 3 「回収についての問合せ先」欄は、消費者からの問合せ先について記載してください。

一部改正〔平成22年規則5号〕

第3号様式（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

食品等輸入事務所等届出書

年 月 日

神奈川県知事
（神奈川県 保健福祉事務所長） 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の）
氏 名（所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号（ ） —

次の事務所（事業所）において、最初の輸入許可（輸入許可前における食品等の引取承認）を受けたので、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第15条第1項の規定により届け出ます。

食品等輸入事務所等の名称		
食品等輸入事務所等の所在地	電話番号（ ） —	
主要な輸入品目及び製造国名（生産国名）	主要な輸入品目	製造国名（生産国名）
	畜産食品	
	水産食品	
	農産食品	
	畜産加工品	
	水産加工品	
	農産加工品	
	飲料	
	その他の食料品	
	添加物	
	器具	
容器包装		
備 考		

備考 「主要な輸入品目」欄は、該当する輸入品目を○印で囲んでください。

第4号様式（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書

年 月 日

神奈川県知事
（神奈川県 保健福祉事務所長） 殿

住 所（法人にあっては、主たる事務所の）
氏 名（所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号（ ） —

年 月 日に神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第15条第1項の規定による届出をした次の食品等輸入事務所等について、次のとおり届出事項を変更（廃止）したので、同条第2項の規定により報告します。

食品等輸入事務所等の名称		
食品等輸入事務所等の所在地		電話番号（ ） —
変更内容	事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変更（廃止）年月日		
備 考		

備考 「事項」欄は、食品等輸入事業者の氏名若しくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）又は食品等輸入事務所等の名称若しくは所在地のうち、該当するものについて記載してください。